

犯罪収益移転防止法関係 参考資料

本人確認に際しての主な方法と、その方法で用いることのできる本人確認書類

- ※1) 本人確認書類については、平成 24 年 8 月現在において省令で規定されるものを対象としています。
 ※2) 電子証明を活用した方法と本人限定受取郵便を用いた方法については記載を省略しています。

区分	取引形態	確認方法	主な本人確認書類
個人	対面取引	提示のみ法	A 印鑑登録証明書（特定取引に係る申込み等の書類に顧客が押印した印鑑に係るもの）、 健康保険証、国民年金手帳、母子健康手帳、運転免許証、運転経歴証明書、 在留カード、特別永住者証明書、パスポート、 住民基本台帳カード（氏名・住居・生年月日の記載のあるもの）、 官公庁発行書類（顔写真の貼付のあるもの／※一を限り発行されているもの以外は、顧客本人以外の者からの提示による確認は不可）
		提示 + 送付法	B 印鑑登録証明書（A 欄記載以外のもの）、戸籍謄本・抄本、 住民票の写し、住民票記載事項証明書、 官公庁発行書類（顔写真の貼付のあるものの代理人等からの提示によるもの） 官公庁発行書類（顔写真の貼付のないもの）
	非対面取引	受理 + 送付法	上記 A・B 欄記載の書類（※写しでも可）
法人	対面取引	提示のみ法	C 登記事項証明書、印鑑登録証明書、 官公庁発行書類（商号・本店所在地の記載のあるもの）、 外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類（外国法人の場合）
	非対面取引	受理 + 送付法	C 欄記載の書類（※写しでも可）

<確認方法に関する補足説明>

『提示のみ法』

顧客又はその代理人等（個人顧客の場合の代理人や、法人顧客の場合の代表者・役員・取引担当者など。以下同じ。）から、「主な本人確認書類」欄にある書類のいずれかの原本の提示を受けて、本人特定事項を確認する方法

『提示 + 送付法』

顧客又はその代理人等から、「主な本人確認書類」欄にある書類のいずれかの原本の提示を受けるとともに、その書類に記載されている顧客の住居（会社の場合は本店所在地）宛てに、取引関係文書を書留郵便等により転送不要郵便物として送付することによって、本人特定事項を確認する方法

『受理 + 送付法』

顧客又はその代理人等から、「主な本人確認書類」欄にある書類又はその写しの送付を受けて、その書類を本人確認記録に添付するとともに、その書類に記載されている顧客の住居（会社の場合は本店所在地）宛てに、取引関係文書を書留郵便等により転送不要郵便物として送付することによって、本人特定事項を確認する方法

- ※ 1) 『受理 + 送付法』による場合は、受理した確認書類を確認記録に添付することが義務付けられています。
 ※ 2) 『提示 + 送付法』又は『受理 + 送付法』による場合は、取引関係文書を書留郵便等により転送不要郵便物として顧客に送付することが必要です。
 ※ 3) 上表に掲げる方法のほか、電子証明を活用する方法や、個人顧客の場合には、本人限定受取郵便を活用する方法もあります。
 ※ 4) 確認方法の各呼称（提示のみ法など）は、宅地建物取引業者向けに分かりやすい表現として用いている呼称で、法令上の用語ではありません。